

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて

◇平成23年度 計画の見直し取組の経過

趣旨

県民の原子力災害への不安を払拭し、安全・安心を確かなものとするため原子力災害対策を強化し、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しを行った。

見直し検討委員会

委員長：林 春男 京都大学防災研究所教授
委 員：学識者、市、関係機関、NPO 計16名

意見
調整

市 町

- 第1回：5月19日
基本的な考え方、行程表の提示
- 第2回：9月14日
地域防災計画骨子の検討、環境放射線モニタリング体制の検討、放射性物質拡散予測の検討
- 第3回：11月25日
放射性物質の拡散予測結果の報告、防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方の検討、放射線モニタリング体制の検討
- 第4回：2月3日
地域防災計画原子力災害対策編の見直し(案)を検討
- 提言書の提出：2月10日
計画見直し検討委員会委員長から提言書を提出

←
5/24
市町担当課長会議
9/13
市町担当課長会議
11/18
市町担当課長会議
11/22
副市長・副町長会議
12/28
防災会議
1/31
市町担当課長会議

県防災会議：3月26日
修正地域防災計画原子力災害対策編の決定

県民の生命を守ることを最優先に緊急的な対応として下記の事項の見直しを行った。

見直し内容

○避難計画の策定

- 放射性物質の拡散予測結果を踏まえ、避難計画や防災対策を重点的に充実すべき地域を検討

○モニタリング体制の見直し

- モニタリングポスト設置の考え方の検討
- 環境放射線モニタリング計画の検討

○リスクコミュニケーションのあり方

- 原発事故発生時に、正しい情報に基づき、的確に行動できるよう情報収集伝達や知識の共有など、リスクコミュニケーションのあり方を検討

◇平成24年度 計画見直しの取組

地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し

趣旨

平成23年度に策定した計画に加えて、「救助・救急対策計画」、「警備および交通対策計画」、「緊急被ばく医療計画」等の項目について検討し、見直しを行う。

平成24年度 検討項目

○広域的応援等連携体制

- ・原子力災害時における近隣府県等、広域的相互応援体制の検討

○救助・救急対策

- ・防災関係機関相互の連携による活動体制の検討

○警備および交通対策

- ・原子力災害発生時における早期の警備体制や交通の確保などの警備活動について検討

○緊急被ばく医療計画

- ・防災指針の改定内容を踏まえ、緊急被ばく医療体制、防護資機材の整備計画、安定ヨウ素剤の予防服用について検討

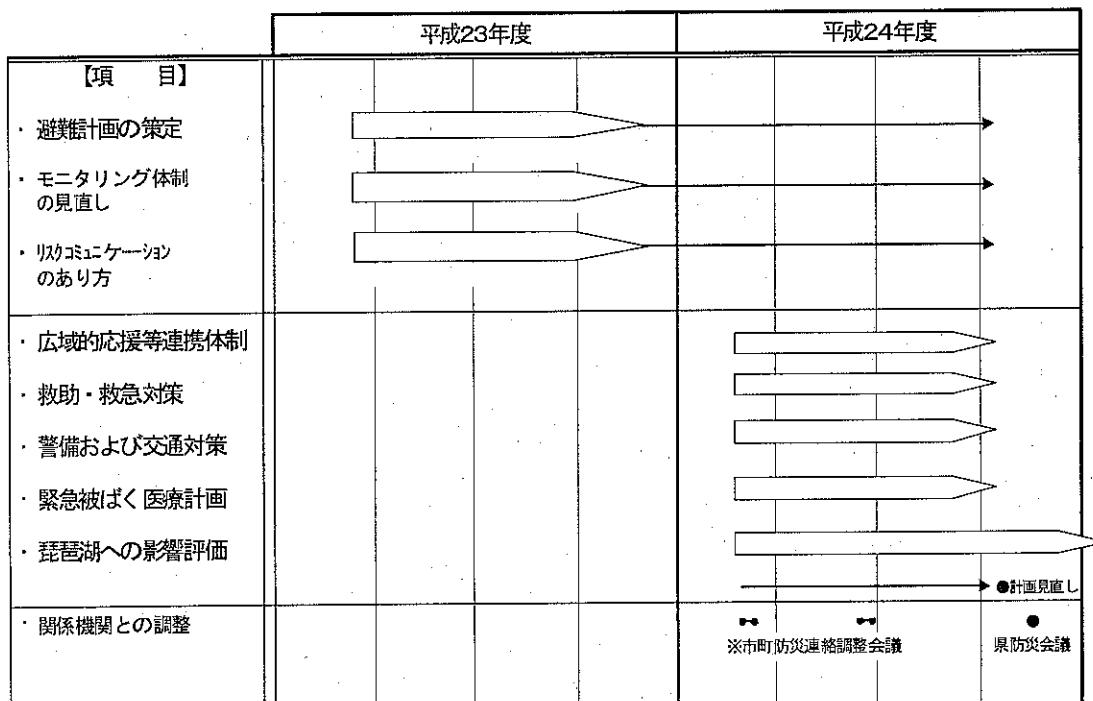
○琵琶湖への影響評価

- ・原子力災害の影響が県内に及んだ場合の琵琶湖への影響について予測・評価

スケジュール

H24年6月	地域防災計画(原子力災害対策編) 見直し検討委員会 開催
H24年7~10月	検討委員会各部会の開催[救助・救急、警備交通対策、被ばく医療]
H24年11月	地域防災計画(原子力災害対策編) 見直し検討委員会 開催
H24年12月	計画見直し検討委員会委員長から提言書を提出
H25年2月	県防災会議の開催

地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しスケジュール



滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し概要

災害の想定

(現行)
敦賀原発にて、米国スリーマイル島事故等が発生した場合を想定
(見直し)
↓
敦賀原発、美浜原発、大飯原発、高浜原発で福島第一原発事故と同規模の放射性物質が外部に放出したと想定

予測される影響

(現行)
本県においては人体に影響がおよぶ恐れはない
↓
・希ガス(キセン): 防護措置を講ずる水準にはない
・放射性ヨウ素: 甲状腺被ばく等価線量が、

- 100mSv以上
高島市・長浜市の
一部区域
- 50mSv以上
概ね県内ほぼ全域

防災対策を重点的に充実すべき地域
(滋賀県版UPZ)

放射性ブルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置を実施する地域(PPA)

高島市、長浜市の
一部区域

県内全域に影響するおそれ

リスクコミュニケーション

原発事故に対し、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーションの実施方策を記載

- ①事業者からの迅速な情報収集/伝達と住民等に対する情報伝達
- ②環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供
- ③原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有
(放射性物質の人体や環境への影響等)
- ④防災業務関係者に対する研修
(職員への研修)
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥重大な事故等緊急時の相談体制の整備

放射性物質拡散予測図

滋賀県琵琶湖環境科学研究所予測図

凡例
大阪、美浜、敦賀、Na₂最大値
0mSv以上 10mSv未満
50mSv以上 100mSv未満
100mSv以上 500mSv未満
500mSv以上

避難体系イメージ図

時間

距離

PAZ
UOZ
PPA

5km
13km
30km
50km
県境

短期的避難 中長期的避難 時間

PAZ
UOZ
PPA
5km
13km
30km
50km
県境

避難または屋内退避
市内避難所
板設住宅
恒久住宅
假設住宅
市外避難所
県外避難所
ブルーム通過時屋内退避
安定ヨウ素剤配布・服用

情報収集・連絡体制

(現行) <国/事業者/所在県> → <県> → <関係市> の情報の流れを、(見直し) <国/事業者/所在県> → <県> → <県内市町> に拡大
SPEEDI情報の運用体制の整備

モニタリング体制

- ・監視体制の強化 : モニタリングポスト、モニタリングカーの配備
- ・モニタリング計画/体制の見直し : 企画統括班、情報収集記録班、モニタリング班

災対応体制

災害警戒本部、災害対策本部の設置基準

【フェーズ1】重大なトラブル連絡他	→警戒体制
【フェーズ2】緊急通報他	→災害警戒本部の設置
【フェーズ3】特定事象	} →災害対策本部の設置
【フェーズ4】緊急事態宣言	

避難計画

レベル	外部被ばくによる実効線量(mSv)	内部被ばくによる等価線量(mSv)	防護対策
第1	5~10	50~100	屋内避難
第2	10~50	100~500	エクリート屋内避難
第3	50 以上	500 以上	避難

※なお、避難、屋内避難、安定ヨウ素剤の予防服用など防護措置を決定するための判断基準については、国の原子力安全委員会において検討中であり、この見直しを踏まえ、今後さらに改訂

要援護者への配慮

- ・関係市が行う避難誘導、情報提供、避難所の生活環境整備にあたっての配慮協力
- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言、協力

放射線が高い水準になるおそれがある場合の対応

緊急時モニタリングにより、放射線量が中長期的に高水準になる恐れのある地域
国が、該当地域を計画的避難区域等に指定した場合、県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。